

# 富士市いじめ防止基本方針



平成30年 3 月

富士市・富士市教育委員会

## 目次

### はじめに

#### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめに対する理解の重要性
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの防止及び早期発見
  - (2) いじめへの対処
  - (3) 地域や家庭、関係機関との連携について

#### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために市・市教育委員会が実施する施策
  - (1) 富士市いじめ防止基本方針の策定
  - (2) いじめの防止等のための組織の設置
  - (3) 市・市教育委員会が実施するその他の施策
- 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策
  - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
  - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
  - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### 第3 重大事態への対処

- 1 教育委員会又は学校による調査
  - (1) 重大事態の発生と調査
  - (2) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - (1) 再調査
  - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「富士市いじめ防止基本方針」は、全ての児童生徒が尊重されるべき価値ある存在であることを保持する目的の下、市及び教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに関係機関が連携し、いじめの問題の解消に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にし、市の実情に応じ、市におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市及び教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに関係機関の連携の下、いじめの問題を解消することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

（定義）いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童

生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### 3 いじめに対する理解の重要性

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があることを理解する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があることを十分に理解する。
- いじめの加害・被害という関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切である。

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止及び早期発見

より根本的ないじめの問題解消のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、「いじめは被害児童生徒に対して苦痛を与える行為であること」の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって防止への取組を推進するための普及啓発が必要である。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。こ

のため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを見落とししたり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにする。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして複数の目で確認する。

## (2) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭への連絡や教育委員会への報告、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするための体制を整備しておく必要がある。

## (3) 地域や家庭、関係機関との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や学校評議員制度等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報交換を行うようにする。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市・市教育委員会が実施する施策

#### (1) 富士市いじめ防止基本方針の策定

市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示すとともに、

いじめの防止や早期発見、いじめへの対処、地域、家庭及び関係機関との連携が体系的かつ計画的に行われるように、「富士市いじめ防止基本方針」を策定する。

「富士市いじめ問題対策連絡協議会」等において、市基本方針の内容の見直しに関する意見があった場合には、十分な検討を行い、必要な措置を講じる。

## (2) いじめの防止等のための組織の設置

### ① 富士市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、富士市いじめ問題対策連絡協議会条例第1条に基づき、学校関係者・関係行政機関の職員・市の職員・その他教育委員会が必要と認める者により構成される「富士市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

### ② 富士市いじめ問題対策推進委員会

「富士市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、また、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査を行うため、富士市いじめ問題対策推進委員会条例第1条に基づき、法律・医療・心理・福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者により構成される「富士市いじめ問題対策推進委員会」を置く。

### ③ 富士市いじめ問題再調査委員会

法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の報告を受けた市長が、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めた場合は、再調査を行うために、富士市いじめ問題再調査委員会条例第1条に基づき、法律・医療・心理・福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者により構成される「富士市いじめ問題再調査委員会」を置く。

## (3) 市・市教育委員会が実施するその他の施策

### ① いじめの防止及び早期発見

- 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
- 児童生徒及びその保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者

の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な措置を講ずる。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける等、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- 教職員評価において、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を見落とさず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、各学校に必要な指導・助言を行う。
- 各学校における定期的なアンケート調査、個人面談その他の取組状況を把握し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- SOSミニレター、いのちの電話等の関係機関の実施する施策の活用や、教育委員会作成の児童生徒のための相談窓口一覧を配布する等、教育相談体制の充実を図る。

## ② いじめへの対処

- いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し、指導主事・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の職員の派遣、警察等関係機関との連携等を検討し、必要な支援を行う。
- 他の児童生徒に深刻な心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返す等、他の児童生徒の教育に大きな妨げがあると判断した場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して、「富士市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要領」に基づき出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

## ③ 地域、家庭及び関係機関との連携

- 児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、PTAや地域の関係団体と連携しながら、その啓発その他必要な措置を講ずる。
- 学校評議員制度の活用や学校運営協議会（コミュニティー・スクール）制度の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応できる仕組みづくりを推進する。また、学校が、学校評議員や学校運営協議会等に、当該学校の内いじめに係る状況及び対策に

ついて情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めるよう指導・助言する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察に相談し、連携して対応する。また、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県・市のいじめ防止基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることとし、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、保護者、地域住民、関係機関等に意見を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努める。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容等を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」）を置く。

構成員は、校長や教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するような体制となるよう、学校の実情に応じて決定する。また、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、PTA代表等を加えることもある。

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に



対応できるような体制をとる。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」に報告・相談する。集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、校長や教頭は、リーダーシップをとって情報を共有しやすい環境づくりに努める。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ① いじめの防止及び早期発見

- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に効果が高まる活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 教職員は、いじめが、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、日頃から、児童生徒の悩みに寄り添い、親身になって相談に乗るなどして児童生徒との信頼関係を築くことで、一人の児童生徒に対して複数の教職員が関わることのできる体制づくりに努める。

特に、発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、被災した児童生徒や避難している児童生徒等の配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、学校は、児童生徒からの相談に対して、迅速に対応することを徹底する。

## ② いじめへの対処

- 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、被害児童生徒及びその保護者に寄り添った対応をした上で、速やかに、校長や教頭、生徒指導主任・主事等に報告し、事実関係の調査・確認、児童生徒への指導に当たる。
- いじめの事案によっては、緊急会議を開催し、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行い、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、必要な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保管する。
- いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされていることであり、いじめが解消するまで、組織的な見守りと指導を継続して行っていく。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察に相談し、連携して対応する。また、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに教育委員会や警察へ連絡するなど、適切な援助を求める。

## 第3 重大事態への対処

### 1 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、「国・県の基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味について

いじめによる重大事態とは、以下のときのことをいう。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ul> |
|--|

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して学校又は教育委員会が判断する（例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）。

また、児童生徒又はその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たる。

## ② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

## ③ 調査の趣旨及び調査主体・組織について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

### ○ 学校が主体となって行う場合

学校いじめ対策組織に、指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、PTA代表等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、調査を行う。その際、教育委員会は、学校に対して必要な指導や支援を行う。

### ○ 教育委員会が主体となって行う場合

原則として、条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。

## ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校と教育委員会は、「富士市いじめ問題対策推進委員会」に対して積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しつつ、適切な方法で説明する。

### ② 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記1(2)②の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。再調査は、「富士市いじめ問題再調査委員会」が行う。

市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、市長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保しつつ、その結果を議会に報告する。